

熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の健康を保持し生活の安定を図るため、ひとり親家庭等の医療費助成事業を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 要項及びこの要領において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

ひとり親家庭	次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母が、現に20歳未満の児童を扶養している家庭 (1) 父母（養父母を含む。以下同じ。）が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母の生死が明らかでない児童 (4) 父又は母から1年以上遺棄されている児童 (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（母又は父からの申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (7) 父又は母が海外にあるため扶養を受けることができない児童 (8) 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童 (9) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (10) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童
児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び次の各号のいずれかに該当する児童をいう (1) 父母と死別した児童 (2) 父母の生死が明らかでない児童 (3) 父母から遺棄されている児童
社会保険各法	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号） (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
医療費	疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び社会保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（ただし、入院時食事療養費、移送費、家族移送費及び疾病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）

一部負担金	国民健康保険法及び社会保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（ただし、入院時食事療養費に係る負担額を除く。）
附加給付等	社会保険各法の規定による附加給付並びに国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費

（補助金の交付申請）

第3条 要項第3条第1項の交付申請書の提出期限は、5月31日（その日が閉庁日に当たるときは、その日の直前の閉庁日でない日）とし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は省略するものとし、同項第3号のその他必要とする書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）補助金所要額調書（別記様式ひ医補第1号）

（2）関係条例、規則等（前年度申請時以降において、改正を行ったときのみ添付）

（補助金の変更交付申請）

第4条 要項第5条第2項の変更申請書の提出期限は、1月20日（その日が閉庁日に当たるときは、その日の直前の閉庁日でない日）とし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第5条第2項の変更申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）補助金所要額変更調書（別記様式ひ医補第2号）

（2）歳入歳出予算書抄本

（3）関係条例、規則等（前回申請時以降において、改正を行ったときのみ添付）

（申請の取下げ）

第5条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は省略するものとし、同項第3号のその他知事が必要と認める書類は、補助金精算書（別記様式ひ医補第3号）とする。

2 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、3月20日（その日が閉庁日に当たるときは、その日の直前の閉庁日でない日）とし、補助金の交付を概算払により受けた場合についても同様とする。また、その提出部数は、1部とする。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、概算払又は精算払により交付するものとする。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月30日から施行し、平成24年4月1日から適用す

る。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 12 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 23 日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 22 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 14 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。